

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案 新旧対照条文 目次

一、 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）（附則第四条関係）	一
二、 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十二条関係）	十七
三、 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（附則第十三条関係）	十八
四、 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（附則第十四条関係）	十九
五、 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（附則第十四条関係）	二十
六、 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第十五条関係）	二十一
七、 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（附則第十五条関係）	二十二
八、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（附則第十六条 関係）	二十三
九、 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（附則第十七条関係）	二十四
十、 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（附則第十八条関係）	二十六
十一、 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（附則第十九条関係）	二十七

十二、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（附則第二十条関係）	二十九
十三、矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）（附則第二十条関係）	三十
十四、再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百号）（附則第二十条関係）	三十一
十五、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第二十一条関係）	三十二
十六、矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）（附則第二十二条関係）	三十三
十七、激甚災害 ^{じん} に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）	
（附則第二十三条関係）	三十四
十八、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（附則第二十四条関係）	三十五
十九、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（附則第二十五条関係）	三十六
二十、行政手続法（平成五年法律第八十八号）（附則第二十六条関係）	三十八
二十一、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（附則第二十六条関係）	三十九
二十二、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（附則第二十七条関係）	四十
二十三、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（附則第二十九条関係）	四十一

二十四、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）	
（附則第三十条関係）	……… 四十二
二十五、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（附則第三十一条関係）	……… 四十五
二十六、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）（附則第三十三条関係）	……… 四十八
二十七、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）（附則第三十四条関係）	……… 四十九
二十八、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）（附則第三十五条関係）	……… 五十一
二十九、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第 号）（附則第三十六条関係）	……… 五十二
三十、法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（附則第三十七条関係）	……… 五十五

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 刑事処分（第五条―第十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによつて、売春の防止を図ることを目的とする。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 刑事処分（第五条―第十六条）</p> <p>第三章 補導処分（第十七条―第三十三条）</p> <p>第四章 保護更生（第三十四条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、<u>性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。</u></p> <p>第三章 補導処分</p> <p>（補導処分）</p> <p>第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全</p>

〔削る〕

部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができ
る。
2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のため
に必要な補導を行う。

〔補導処分の期間〕

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

〔保護観察との関係〕

〔削る〕

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑

法第二十五条の二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一
項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、
同様とする。

〔補導処分の言渡〕

〔削る〕

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、

判決でその言渡をしなければならない。

〔勾留状の効力〕

〔削る〕

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事
訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十三条から第三
百四十五条までの規定を適用しない。

〔削る〕

〔収容〕

第二十二條 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができ

る。
2| 収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならぬ。

3| 収容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4| 収容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5| 収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6| 検察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

〔補導処分の競合〕

第二十三條 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとな

〔削る〕

〔削る〕

つた日以後に一の補導処分について執行（執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。）が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

（生活環境の調整）

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 前項の規定による措置については、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十一条第一項及び第八十二条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同項において準用する同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院を許す処分）

第二十五条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分に付された者について、相当と認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、速やかに、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

〔削る〕

3| 婦人補導院の長は、補導処分¹の執行のため収容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

4| 第一項の仮退院については、更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十一条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十一条第二項第五号」と、「第十二条第一項」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

（仮退院中の保護観察）

2| 第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2| 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一

〔削る〕

項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第一項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執

行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分^の執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」

〔削る〕

と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第二項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

（仮退院の取消し）

第二十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、決定をもつて、仮退院を取り消すことができる。

2| 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第六十八条の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第一項の規定による留置について、同法第七十三条（第四項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第六十三条第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第三項」と、「同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第

二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

3| 仮退院中の者が前項において準用する更生保護法第七十三条第一項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分
の期間に算入する。

4| 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を
発することができる。

5| 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収
容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければな
らない。

6| 再収容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を
準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者の
ほか、保護観察官もすることができる。

(行政手続法の適用除外)

第二十七條の二、第二十四條から前条までの規定及び第二十九條に
おいて準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導につい
ては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章から第四章の
二までの規定は、適用しない。

(審査請求)

第二十八條 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の
規定により地方委員会が決定をもつてした処分不服がある者は、
中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

2] 前項の審査請求については更生保護法第九十三条から第九十五条までの規定を、同項に規定する処分²の取消しの訴えについては同法第九十六条の規定を準用する。この場合において、同法第九十三条第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは、「少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

（更生保護法の準用）

第二十九条 更生保護法第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

（仮退院の効果）

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分²の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものと

〔削る〕

〔削る〕

する。

（更生緊急保護）

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分^一の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法第八十七条まで及び同法第九十八条の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が収容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された婦人補導院の長）」とあるのは「が収容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。

（執行猶予期間の短縮）

第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終わったとされた時において刑の執行猶予の

〔削る〕

期間を経過したものとみなす。

2| 第五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮こくに処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第四章 保護更生

(婦人相談所)

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2| 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、婦人相談所を設置することができる。

3| 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一| 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二| 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

理的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

四 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

五 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

六 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

二 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

三 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

(婦人保護施設)

第三十六条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

（婦人相談所長による報告等）

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

（民生委員等の協力）

第三十七条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第三十八条 都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、次に掲げる費用（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

- 一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）
- 二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの（婦人相談所を設置する

指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。）
二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
[略]	[削る]	[略]	[削る]
法律	事務	法律	事務
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
[略]	[略]	[略]	[略]
法律	事務	法律	事務
	<p>売春防止法 （昭和三十一年法律第百十八号）</p>	<p>第三十一条において適用する更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている</p>	<p>事務</p>

改正案	現行
<p>第二十三条〔略〕</p> <p>②・③〔略〕</p> <p>④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第 号）第十条の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>⑤〔略〕</p>	<p>第二十三条〔略〕</p> <p>②・③〔略〕</p> <p>④ 都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>⑤〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇九 〔略〕</p> <p>十 女性相談支援センターに要する経費</p> <p>十一〇三十五 〔略〕</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇九 〔略〕</p> <p>十 婦人相談所に要する経費</p> <p>十一〇三十五 〔略〕</p>

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十四条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（国、地方公共団体、関係事業者等の支援） 第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する 女性相談支援センターその他適切な施設による支援、民間の施設に おける滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての 配慮に努めなければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（国、地方公共団体、関係事業者等の支援） 第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する 婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在 についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努め なければならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（期日前投票）</p> <p>第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。</p> <p>四～六 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p>	<p>（期日前投票）</p> <p>第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。</p> <p>四～六 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（期日前投票）</p> <p>第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。</p> <p>四～六 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p>	<p>（期日前投票）</p> <p>第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。</p> <p>四～六 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（矯正施設の長の通報）</p> <p>第二十六条 矯正施設（拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、次の事項を本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>（刑事事件に関する手続等との関係）</p> <p>第四十三条 この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分^のの執行のためこれらの者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（矯正施設の長の通報）</p> <p>第二十六条 矯正施設（拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に通報しなければならない。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>（刑事事件に関する手続等との関係）</p> <p>第四十三条 この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは補導処分^{若しくは}保護処分の執行のためこれらの者を矯正施設に収容することを妨げるものではない。</p> <p>2 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（電波利用料の徴収等） 第三百三条の二〔略〕 2～13〔略〕 14 第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七 条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二 項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める 事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項に において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若し くは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとし て政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局 であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無 線局に関しては適用しない。ただし、当該無線局（国の機関等が開 設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。）が、 電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用してい ないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関 する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設 備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項に おいて同じ。）として政令で定めるものである場合は、この限りで ない。</p>	<p>（電波利用料の徴収等） 第三百三条の二〔略〕 2～13〔略〕 14 第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七 条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二 項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める 事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項に において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）若し くは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとし て政令で定める無線局の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局 であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無 線局に関しては適用しない。ただし、当該無線局（国の機関等が開 設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。）が、 電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用してい ないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に関 する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設 備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項に おいて同じ。）として政令で定めるものである場合は、この限りで ない。</p>

一・二 〔略〕

三 法務省 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所の管理運営に関する事務

四 〓十二 〔略〕

15 〓28 〔略〕

一・二 〔略〕

三 法務省 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務

四 〓十二 〔略〕

15 〓28 〔略〕

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条〔略〕 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 五 〔略〕 六 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第 号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業 七 〔略〕 3・4 〔略〕</p>	<p>(定義) 第二条〔略〕 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 五 〔略〕 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業 七 〔略〕 3・4 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>(通報) 第六十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、<u>刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）</u>により釈放されるとき、<u>又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。）</u>若しくは第三号の処分を受けて出院するとき（仮退院又は退院（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。）による場合を除く。）は、直ちにその旨を通報しなければならない。</p> <p>4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号の処分を受けて少年院に在院している場合において、<u>当該外国人について仮釈放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちにその旨を通報しなければならない。</u></p>	<p>(通報) 第六十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 矯正施設の長は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合において、<u>刑期の満了、刑の執行の停止その他の事由（仮釈放を除く。）</u>により釈放されるとき、<u>少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。）</u>若しくは第三号の処分を受けて出院するとき（仮退院又は退院（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。）による場合を除く。）<u>又は売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）第十七条の処分を受けて退院するときは、直ちにその旨を通報しなければならない。</u></p> <p>4 地方更生保護委員会は、第一項の外国人が刑の執行を受けている場合又は少年法第二十四条第一項第三号若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号の処分を受けて少年院に在院している場合若しくは<u>売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合において、当該外国人について仮釈放又は仮退院若しくは退院を許す旨の決定をしたときは、直ちにその旨を通報しな</u></p>

5
〔略〕

(刑事手続との関係)

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第五章(第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が終了した後、その執行をするものとする。ただし、刑の執行中においても、検事総長又は検事長の許可があるときは、その執行をすることができる。

3
〔略〕

ればならない。

5
〔略〕

(刑事手続との関係)

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第五章(第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」と読み替えるものとする。

2 前項の規定に基づき、退去強制令書が発付された場合には、刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が終了した後、その執行をするものとする。但し、刑の執行中においても、検事総長又は検事長の許可があるときは、その執行をすることができる。

3
〔略〕

改 正 案	現 行
<p>（矯正施設の長の通報）</p> <p>第五十八条の五 矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。）の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、帰住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の帰住地（帰住地がないか、又は帰住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。）の都道府県知事に通報しなければならない。</p>	<p>（矯正施設の長の通報）</p> <p>第五十八条の五 矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、帰住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の帰住地（帰住地がないか、又は帰住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。）の都道府県知事に通報しなければならない。</p>

○矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）（抄）（附則第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。 二 〔略〕</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。 二 〔略〕</p>

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百号）（抄）（附則第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本理念） 第三条 〔略〕</p> <p>2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>（基本理念） 第三条 〔略〕</p> <p>2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。</p> <p>3・4 〔略〕</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（設立及び業務） 第三条 〔略〕 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。 一 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び政令で定める機関に属する職員 二・三 〔略〕 3～5 〔略〕</p>	<p>（設立及び業務） 第三条 〔略〕 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。 一 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、<u>婦人補導院</u>及び政令で定める機関に属する職員 二・三 〔略〕 3～5 〔略〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所（以下「矯正施設」という。）における医療の重要性に鑑み、医師たる矯正施設の職員の充実に資するため、医学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）における医療の重要性にかんがみ、医師たる矯正施設の職員の充実に資するため、医学を専攻する者で将来矯正施設に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。</p>

○激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一〇八 〔略〕</p> <p>九 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第 号）第十二条第一項の規定により都道府県が設置した女性自立支援施設（市町村又は社会福祉法人が設置した女性自立支援施設で都道府県から同項に規定する自立支援の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業</p> <p>十〇十四 〔略〕</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一〇八 〔略〕</p> <p>九 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業</p> <p>十〇十四 〔略〕</p>

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（抄）（附則第二十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関係機関の責務）</p> <p>第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第 号）</u>第十一条第一項に規定する女性相談支援員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（関係機関の責務）</p> <p>第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、<u>売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）</u>第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第<u>号</u>）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設（同号において「女性自立支援施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びそ</p>	<p>(定義) 第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）</p>

の子である児童を除く。)に限る。

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 三 [略]

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援居施設若しくは女性自立支援施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

2 3 4 [略]

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 三 [略]

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

2 3 4 [略]

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p> <p>一〇七 〔略〕</p> <p>八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院又は少年鑑別所において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導</p> <p>九〇十六 〔略〕</p> <p>二・三 〔略〕</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章の二までの規定は、適用しない。</p> <p>一〇七 〔略〕</p> <p>八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導</p> <p>九〇十六 〔略〕</p> <p>二・三 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。</p> <p>一～八 〔略〕</p> <p>九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院又は少年鑑別所において、収容の目的を達成するためにされる処分</p> <p>十～十二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。</p> <p>一～八 〔略〕</p> <p>九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分</p> <p>十～十二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条〔略〕</p> <p>2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一～七〔略〕</p> <p>八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。）</p> <p>〔削る〕</p> <p>九〔略〕</p> <p>3～7〔略〕</p>	<p>（定義） 第二条〔略〕</p> <p>2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>一～七〔略〕</p> <p>八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）</p> <p>九 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者</p> <p>十〔略〕</p> <p>3～7〔略〕</p>

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（附則第二十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、<u>女性相談支援センター</u>、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、<u>女性相談支援員</u>その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、<u>婦人相談所</u>、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、<u>歯科医師</u>、保健師、助産師、看護師、<u>弁護士</u>、警察官、<u>婦人相談員</u>その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 〇六 〔略〕</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（女性相談支援員による相談等）</p> <p>第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。</p>	<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p> <p>二 〇六 〔略〕</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>（婦人相談員による相談等）</p> <p>第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。</p>

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 [略]

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 [略]

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 [略]

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 [略]

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 〔略〕

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 〔略〕

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

改正案	現行
<p>（記録等の提出の求め）</p> <p>第十三条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、裁判所、検察官、刑事施設の長、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>七・八 〔略〕</p> <p>（合議体）</p> <p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を行う。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第三十五条第一項（第四十二条及び第四十七条の三において準</p>	<p>（記録等の提出の求め）</p> <p>第十三条 審査会は、その所掌事務に属する事項の調査において、必要があると認めるときは、裁判所、検察官、刑事施設の長、少年院の長、<u>婦人補導院の長</u>、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一六 〔略〕</p> <p>七 <u>婦人補導院からの仮退院を許し、又はその処分を取り消すこと。</u></p> <p>八・九 〔略〕</p> <p>（合議体）</p> <p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を行う。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第三十五条第一項（第四十二条及び第四十七条の三並びに<u>売春</u></p>

用する場合を含む。)の規定による審理の開始に係る判断

三 第三十九条第四項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。)の規定による審理の再開に係る判断

四 [略]

2・3 [略]

(決定の告知)

第二十七条 [略]

2 [略]

3 第一項の決定の対象とされた者が刑事施設に收容され、若しくは労役場に留置されている場合又は少年院に收容されている場合において、決定書の謄本を当該刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長又は少年院の長に送付したときは、当該決定の対象とされた者に対する送付があったものとみなす。

4 決定書の謄本を、第一項の決定の対象とされた者が第五十条第一項第四号の規定により居住すべき住居(第五十一条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所が定められている場合には、当該場所)に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の

防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による審理の開始に係る判断

三 第三十九条第四項(第四十二条及び第四十七条の三並びに売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による審理の再開に係る判断

四 [略]

2・3 [略]

(決定の告知)

第二十七条 [略]

2 [略]

3 第一項の決定の対象とされた者が刑事施設に收容され、若しくは労役場に留置されている場合又は少年院若しくは婦人補導院に收容されている場合において、決定書の謄本を当該刑事施設(労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設)の長、少年院の長又は婦人補導院の長に送付したときは、当該決定の対象とされた者に対する送付があったものとみなす。

4 決定書の謄本を、第一項の決定の対象とされた者が第五十条第一項第四号(売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により居住すべき住居(第五十一条第二項第五号(同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定により宿泊すべき特定の場所が定められている場合には、当該場所)に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平

提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるものに付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に当該決定の対象とされた者に対する送付があつたものとみなす。

(所掌事務)

第二十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保護観察を実施すること。

二・三 〔略〕

成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして法務大臣が定めるものに付して発送した場合においては、その発送の日から五日を経過した日に当該決定の対象とされた者に対する送付があつたものとみなす。

(所掌事務)

第二十九条 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 この法律及び売春防止法の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二・三 〔略〕

○平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）</p>	<p>(定義) 第三条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいう。</p> <p>一 一三 〔略〕</p> <p>四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）</p>

改正案	現行
<p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十三条の次に次の二条を加える。</p> <p>第二十三条の二 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。</p> <p>第二十三条の三 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならない。</p> <p>〔略〕</p> <p>第六条 削除</p>	<p>第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十三条の次に次の二条を加える。</p> <p>第二十三条の二 都道府県等は、児童及び妊産婦の福祉のため、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内において、妊産婦等生活援助事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。</p> <p>第二十三条の三 妊産婦等生活援助事業を行う都道府県等は、第二十五条の七第二項第三号、第二十五条の八第三号若しくは第二十六条第一項第五号又は売春防止法第三十六条の二の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、妊産婦等生活援助事業の利用を勧奨しなければならない。</p> <p>〔略〕</p> <p>（売春防止法の一部改正）</p> <p>第六条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。</p>

〔困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の一部改正〕

第十条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十三条第二項」を「第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項」に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

第三十六条の二中「第二十三条第二項」を「第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項」に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

〔新設〕

改 正 案	現 行
<p>第九条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第九号中「第十六条第一項第一号若しくは第二号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。</p> <p>〔略〕</p>	<p>第九条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第十号中「第十六条第一項第一号若しくは第二号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。</p> <p>〔略〕</p>

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第 号）（抄）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十条 売春防止法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（船員保険法等の一部改正）</p> <p>第二百二十一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>一〇八十八 〔略〕</p> <p>八十九 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第 号）第二十三条</p> <p>（更生保護事業の対象者に関する経過措置）</p> <p>第四百七十一条 更生保護事業の対象者については、懲役、禁錮又は旧拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその</p>	<p>第三十条 売春防止法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第十七条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第二十六条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第三十二条第一項中「受け終わった」を「受け終わった」に改め、同条第二項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>（船員保険法等の一部改正）</p> <p>第二百二十一条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>一〇八十八 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（更生保護事業の対象者に関する経過措置）</p> <p>第四百七十一条 更生保護事業の対象者については、懲役、禁錮又は旧拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその</p>

執行を停止されている者は刑法等一部改正法第九条の規定による改正後の更生保護事業法(以下この条において「新更生保護事業法」という。)第二条第二項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者(保護観察に付されている者を除く。)は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者(保護観察に付されている者を除く。)は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二条第二項第九号に掲げる者とみなす。

(売春防止法の一部改正に伴う経過措置)

第四百八十四条 [略]

2 第三十条の規定による改正前の売春防止法(以下この項において「旧売春防止法」という。)第五条の罪を犯した者に係る旧売春防止法第十六条の規定による刑の執行猶予の特例については、なお従前の例による。

執行を停止されている者は刑法等一部改正法第九条の規定による改正後の更生保護事業法(以下この条において「新更生保護事業法」という。)第二条第二項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者(保護観察に付されている者を除く。)は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者(保護観察に付されている者を除く。)は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二条第二項第十号に掲げる者とみなす。

(売春防止法の一部改正に伴う経過措置)

第四百八十四条 [略]

2 第三十条の規定による改正前の売春防止法(以下この項において「旧売春防止法」という。)第五条の罪を犯した者に係る旧売春防止法第十六条の規定による刑の執行猶予の特例及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項については、なお従前の例による。

[削る]

3 第一項の規定は、第三十条の規定による改正後の売春防止法第二十六條第二項において準用する新更生保護法第五十條第一項(第二号ハに係る部分に限る。)、第五十一條第二項(第七号に係る部分に限る。)、及び第五十七條第一項(第四号に係る部分に限る。)(の規定について準用する。

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 〔略〕</p> <p>十二 刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置並びに監置の裁判の執行に関すること。</p> <p>十二の二～十四 〔略〕</p> <p>十五 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関すること。</p> <p>十六～三十九 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第八条 本省に、次の施設等機関を置く。</p> <p>刑務所、少年刑務所及び拘置所</p> <p>少年院</p> <p>少年鑑別所</p> <p>〔削る〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一 〔略〕</p> <p>十二 刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、<u>補導処分</u>並びに監置の裁判の執行に関すること。</p> <p>十二の二～十四 〔略〕</p> <p>十五 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は<u>婦人補導院</u>に収容中の者の生活環境の調整に関すること。</p> <p>十六～三十九 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第八条 本省に、次の施設等機関を置く。</p> <p>刑務所、少年刑務所及び拘置所</p> <p>少年院</p> <p>少年鑑別所</p> <p><u>婦人補導院</u></p>

<p>2 〔略〕</p> <p>第十二条及び第十三条 削除</p> <p>(矯正管区)</p> <p>第十六条 矯正管区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌する。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>(婦人補導院)</p> <p>第十二条 婦人補導院は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定により補導処分が付された者を收容し、その更生のために必要な補導を行うこと。</p> <p>二 前号に規定する者のほか、法令の規定により婦人補導院に收容することができることとされる者を收容すること。</p> <p>2 法務大臣は、婦人補導院の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、婦人補導院の分院を設けることができる。</p> <p>3 婦人補導院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。</p> <p>第十三条 削除</p> <p>(矯正管区)</p> <p>第十六条 矯正管区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の運営の管理に関する事務を分掌する。</p> <p>2 〔略〕</p>
--	---